随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	令和６年度国道３１号呉駅交通ターミナル整備１期工事
工事概要	本工事は、広島県呉市西中央１丁目地内における鋼橋上部工事である。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 林　正道 広島市中区上八丁堀６－３０
契約年月日	令和　７年　３月２４日
契約業者名	清水建設（株）
契約業者の住所	東京都中央区京橋２－１６－１
契約金額	７，６９４，５００，０００円（税込み）
予定価格	７，６９４，７９７，０００円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
工事場所	広島県呉市西中央１丁目地内
工事種別	鋼橋上部工事
工期（自）	令和　７年　３月２５日
工期（至）	令和　９年　５月３１日
備考	入札情報サービス（ＰＰＩ） （https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx） にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随　意　契　約　理　由　書

１．工 事 名　令和６年度国道３１号呉駅交通ターミナル整備１期工事

２．履行場所　広島県呉市西中央１丁目地内

３．随意契約の相手方　　清水建設株式会社
　　東京都中央区京橋二丁目１６番１号

４．随意契約適用法令　　会計法第 29 条の３第４項及び予算決算及び会計令
　　第 102 条の４第３号

５．当該工事の目的、内容及び随意契約に付する理由

１）当該工事の目的

本工事は、一般国道３１号の広島県呉市西中央１丁目地内における呉駅交通ターミナル整備の施工を行うものである。

２）当該工事の内容

工事延長　１９５ｍ

鋼橋上部（デッキ）	１式
橋梁下部（鋼製橋脚、場所打ち杭）	１式
道路改良（ターミナル）	１式
電気・機械設備（照明、ＥＶ等）	１式
建築工事（ＥＶ建屋）	１式

３）随意契約に付する理由

国道３１号呉駅交通ターミナル整備事業は、呉駅前付近の国道３１号上のバス停を集約するとともに、交通ターミナルと呉駅を連結するデッキを整備することで、モーダルコネクトの強化、交通の円滑化、利便性・回遊性の向上、防災機能を強化させることを目的とする事業である。

本工事は、ＪＲ呉駅と国道３１号に挟まれた限られたエリアで既存のバスターミナルを運用しながら切り回しを行い、かつ隣接する複合施設の建設と事業調整をおこないつつデッキ施工するなど仕様の前提となる条件の確定が困難な工事である。そのため、設計段階から施工者が参画することで、施工計画等において施工者の高度で専門的なノウハウや工法等により工事を最適化する必要がある。

このため施工者独自の高度な工法等の活用が必要であるため、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式の技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）を採用することとし、最も有効な技術提案を行った清水建設株式会社を優先交渉権者とし、設計を実施した。

本工事は、この設計に基づく工事を行うものであり、技術提案者である清水建設株式会社が工事の実施が可能な唯一の者である。

なお、関係者協議及び詳細設計の内容を踏まえて工事工程等を再検討した結果、工事を１期工事及び２期工事の二つに分割し、総工事費及び１期工事について、優先交渉権者と価格等の交渉を行うこととし、価格交渉が令和７年２月１２日に妥結した。

この結果について、令和７年２月２０日、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、学識経験者で構成する「総合評価審査委員会」に諮り、価格等交渉結果を報告し、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

よって、会計法第 29 条の３第４項及び予算決算及び会計令第 102 条の４第３号により、清水建設株式会社と随意契約を締結するものである。